

## ○紀の川市移住促進支援事業補助金交付要綱

令和3年3月30日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住の促進を図るため、移住を目的として来訪する者の住居又は仕事を探す活動（以下「移住準備活動」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を空家の利用を希望する者に対して情報提供を行う国又は地方公共団体により制度化された仕組みをいう。
- (2) 企業 本市に本社又は事業所を有する法人であつて、公共職業安定所等へ求人掲載をしているものをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業（いずれも風俗営業等の規制及び営業の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。）の用に供する施設をいう。
- (4) 鉄道運賃 移住準備活動に際して利用する鉄道での移動に要する運賃をいう。
- (5) 自動車借受料 移住準備活動に際して利用する自動車の借受けに要する経費をいう。
- (6) 高速料金 移住準備活動に係る高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）の利用に要する経費をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 和歌山県外に住所を有する者であつて、本市への移住を希望するものであること。
- (2) 移住準備活動期間中に、本市に所在する宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (3) 移住準備活動期間中に、空家バンクを活用し、又は企業を訪問し、かつ、紀の川市地域創生課担当職員と移住相談に係る面談を行うこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額及び補助対象経費)

第4条 補助金の額は、移住準備活動に要する経費とし、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 宿泊費

ア 大人(中学生以上の者をいう。) 1人当たり1泊3,000円

イ 子ども(ア以外の者をいう。) 1人当たり1泊1,500円

(2) 鉄道運賃 1人当たり4,000円(片道)

(3) 自動車借受料 1日当たり4,000円

(4) 高速料金 4,000円(片道)

2 1回の申請における補助金の対象となる経費は、移住準備活動に要する経費のうち前項第1号に定める宿泊費に加え、同項第2号から第4号までに定めるもののうちいずれか1つに限るものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、紀の川市移住促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票(世帯全員が記載されたもの)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 この告示による補助金の交付申請は、同一年度内において、1世帯につき前条第1項に掲げる区分ごとにそれぞれ宿泊費2泊分、鉄道運賃片道2回分、自動車借受料2日分、高速料金片道2回分を限度とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請者から前条の申請書を受理したときは、書類の審査及び必要な調査を行い、紀の川市移住促進支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第7条 前条に定める交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請に関する事項を変更するときは、紀の川市移住促進支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類の審査及び必要な調査を行い、紀の川市移住促進支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 交付決定者は、当該補助事業が属する年度の3月31日までに紀の川市移住促進支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、支払いを証する書類（領収書の写し等）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、紀の川市移住促進支援事業補助金交付額確定通知（様式第7号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに紀の川市移住促進支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、紀の川市移住促進支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。